

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	日機装株式会社
【英訳名】	NIKKISO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 加藤 孝一
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員コーポレート部門長 村上 雅治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長執行役員 加藤 孝一 及び執行役員コーポレート部門長 村上 雅治 は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社は、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（１）評価の概要

当社は、事業年度末日である2025年12月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価を行ないました。評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

当社は連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行なった上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行ないました。

（２）評価の範囲

①全社的な内部統制の評価範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、一部の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性並びに虚偽記載等の発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

②業務プロセスに係る内部統制の評価範囲

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は一般的な製造業の連結グループであり、当社グループ内の生産及び販売の事業拠点の事業規模等を判断する指標として、売上収益、総資産の概ね2／3、営業利益は上位と下位の概ね10％に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。この検討は過去3期分の決算数値の推移を考慮しています。なお、グループ間取引が主となる生産子会社等の重要性を判断できない可能性も考慮して、生産子会社等の事業規模を適切に考慮するため、総資産を指標に追加しています。さらに、財務報告の財務指標の質的重要性も考慮して、営業利益を指標として追加しています。選定した重要な事業拠点においては、当社グループは主として製造業であり、製造及び販売が主な収益獲得活動であることから、企業の事業目的に大きく関わる主な勘定科目として、売上収益、営業債権及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載等の発生可能性や、会計上の見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが相対的に大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象への追加を検討しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。